



「空白」の勤務指定は、 会社の都合のいい勤務 指定だ！

「空白12裁判」本人訴訟提訴！総決起集会 開催！

10月26日、大阪第一・第二運輸所の組合員12名は会社を相手取り、空白の勤務指定によって受けた損害を求めて大阪地裁に提訴しました。

会社は、新幹線の乗務員の予備月の勤務指定の中で、勤務を指定しない「空白」の勤務を指定し続けています。

就業規則第55条では前月の25日までに勤務を指定すること、また労基法第1条にも「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」とする大前提が謳われています。

しかし、JR東海は都合のいいように勝手な解釈を主張し続け、社員の勤務を明らかにしないままの勤務指定を行っています。このような勤務指定は変形労働時間制の要件は満たさないため、勤務（乗務）した中の一日の法定時間を超えた分を超過勤務時間として、組合員が会社に請求しました。

職場の社員は、翌月の勤務で空白によって定まらない勤務では予定が立てられない。家族・友人との約束も出来ない。という不満と怒りの声があります。12名の組合員はそのような職場の声を代表して労働条件の改善と、働きやすい職場を目指して裁判を始めました。

12月11日、地本は12名の組合員と共に裁判勝利と、東海の地に労働運動の灯を燃やし続けるため裁判勝利を目指す決起集会を開催しました。

本日までに本部、各地方から多くの激励を頂きました。紙面をお借りして御礼申し上げます。JR総連の仲間とともに諦めず、流されずに裁判勝利まで闘います。



「空白12裁判」提訴にあたって

10月26日、大阪運輸所分会の組合員12名は、空白勤務指定により生じた未払い賃金（総額1,393,598円）を求めて大阪地裁に提訴した。

新幹線乗務員は、乗務予備月に「空白勤務指定」されることにより、変形労働時間制の要件を満たさず、通常の（原則）の労働時間制度としての労基法が適用されることになる。結果、法定時間（1日8時間、週40時間）を超えた時間は超過勤務手当として支払われなければならない。

12名の原告組合員は、54歳原則出向により強制出向させられた下茂さん、西さん、前田さんの「空白勤務裁判」（2021年5月24日提訴）の3名の原告に連帯する闘いとして立ち上がった。

そして、3名の原告が裁判で訴えた時間外労働（超過勤務）を行った未払い割増し賃金の拡張部分の内容を踏襲したのだ。また、同時に労働基準法第1章第1条に謳われている「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」を大前提として具体的労働条件を明示する定め就業規則第55条「社員の勤務（具体的労働条件）は、毎月25日までに翌月分を指定する。」を遵守させ、「空白勤務指定」を一掃するための闘いでもある。12名の原告の中でも、「専任V」によって解雇された竹本さんと、山嶋さんは、特に悔しい思いと怒りをもって闘ってきた。

昨年の第4回分会大会で、残りの対象組合員10名が社長宛てに内容証明を送付することを決定し、議論を重ね、労基署へ未払い賃金支払いを求めて申告を行った。

先陣を切って申告した竹本さんに対して労基署は「調査した1ヶ月間に空白勤務指定が述べ300日、そのうち出勤予備が132日あった事実から労基則第26条（予備の勤務に就くもの）に該当するから未払い賃金は発生しない」と会社説明を鵜呑みにして回答してきた。以降、5度の労基署への説明後に組合員12名全員が労基署に申告を行った。その回答が出たのは、年休裁判不当判決の僅か1週間後というタイミングであった。このように労基署への要請には限界があり、さらなる闘いが必要であると仲間どうしで議論を繰り返した結果、今年の9月に開催された第5回分会大会にてこの闘いを該当者全員で裁判で闘うことを決定し、訴状をはじめとする裁判資料を全て自前で作成しながら闘ってきた。

職場では課題が山積している。効率化による労働強化と安全を無視した儲け主義によって事故や不祥事が後を絶たない。職場で声を出せるのは私たち東海労しかないのだ。ユニオン組合員や関連会社の社員の悩みや相談、その全てを私たちは共有し、職場の労働者に連帯して闘っているのだ。東海労の灯を職場に燃やし続けるために諦めず、流されずに我々は闘う。そしてJR総連の闘う仲間たちとも固く手を結び、原告12名と共に裁判勝利を目指してその最先頭で闘う決意を明らかにする。共に闘わん！

2023年12月11日

J R東海労働組合
新幹線関西地方本部
大阪運輸所分会